

2018年2月19日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の 公表について

株式会社セブン銀行（以下セブン銀行、東京都千代田区、代表取締役社長 二子石 謙輔）は、2017年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第四十九号）」に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

セブン銀行は本方針を公表し、電子決済等代行業者との連携及び協働に努めることにより、イノベーションの推進と新規事業の創造に積極的に取り組んでまいります。

セブン銀行はこれからもお客さまのニーズをいち早く捉え、技術革新の成果をスピーディーに取り入れることで新しいサービスの提供に努めてまいります。

以 上

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

### 1. 基本方針

株式会社セブン銀行（以下「当社」といいます。）は、創業以来、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して」ご利用いただける ATM ネットワークをつくり上げ、お客さまから信頼される銀行となることを目指してまいりました。当社の ATM ネットワークは、当社単独のサービスではなく、約 600 社の金融機関や、様々な業種の企業との提携を進めていく中で、より多くのお客さまに便利にご利用いただける金融インフラの一つとして認知されるようになり、成長を続けております。

決済事業においても、当社は、技術革新の成果をスピーディに取り入れ、お客さまニーズに即した新たな価値の提供、イノベーションの実践を目指しております。当社は電子決済等代行業者※1 をはじめとした、様々な企業との連携及び協働を積極的に進めていくことで、金融機関が担うべき公共的インフラとしての役割を確実に果たすと共に、お客さまが求めるより利便性の高い社会の実現に努めてまいります。

### 2. オープン API の体制整備

当社は基本方針に基づき、電子決済等代行業者（以下、当社が契約締結の事実を公表した電子決済等代行業者を「提携先」といいます。）との連携及び協働を進めてまいります。当社に口座をお持ちのお客さまが、高いセキュリティ水準のもとで、提携先の利便性の高いサービスをご利用いただけるよう、お客さまより委託を受けた提携先との間で API※2 連携を行うために必要な体制を整備してまいります。

#### （1）資金移動に関する API 連携※3 の体制整備

##### <個人口座向けサービス>

- ・ 振込

##### <法人口座向けサービス>

- ・ 振込（都度指定方式）※4
- ・ 総合振込 ※4
- ・ リアルタイム振込

[体制整備の完了時期]

2018 年 9 月予定

#### （2）口座情報に関する API 連携※5 の体制整備

##### <個人口座向けサービス>

- ・ 残高照会
- ・ 入出金明細照会
- ・ 定期預金明細照会

- ・ 顧客属性照会
- ・ 登録済振込先照会
- ・ カードローン明細照会

#### <法人口座向けサービス>

- ・ 残高照会
- ・ 入出金明細照会
- ・ 振込入金明細照会
- ・ 取引状況照会

[体制整備の完了時期]

2018年9月予定

### 3. API連携のシステムに関する事項

当社が整備するAPI連携に係るシステムは、一般社団法人全国銀行協会が公表している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー（平成29年7月）」記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に則り、構築いたします。

また、API連携システムの設計、運用及び保守について、①個人口座向けサービス、及び②法人口座向けサービスのうち、リアルタイム振込については、主要な部分を自社にて行います。③法人口座向けサービスのうち、振込（都度指定方式）、総合振込及び口座情報に関するものは株式会社NTTデータへ委託します。

### 4. 担当部署

電子決済等代行業に関する連携及び協働は、以下の部門が担当いたします。

セブン銀行 商品サービス部 ([info-api@sevenbank.co.jp](mailto:info-api@sevenbank.co.jp))

### 5. その他参考情報

当社が提供するAPIの具体的な仕様等については、当社ホームページ上で順次公開していく予定です。

以上

---

※1 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」といいます。）第二条第十八項に定める事業者をいいます。

※2 Application Programming Interfaceの略称です。

※3 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為をいいます。

※4 別途、法人向けインターネットバンキング「ビジネスwebサービス」上で振込依頼に対する承認が必要となります。

※5 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為をいいます。